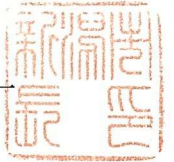




新環対第771号
令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



イーレックス新潟(仮称)建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見について(通知)

令和3年7月29日付け環企第571号で照会のあった標記配慮書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

当該事業は、超々臨界圧条件下における高効率化を目指した世界最大級のバイオマス発電所の建設計画であり、地球温暖化対策に寄与するものとする。事業の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境に十分配慮するとともに、事業の影響を受ける住民へ丁寧な説明を行うこと。

また、世界最大級のバイオマス発電所の建設計画として、当該事業の持続可能な開発目標(SDGs)への貢献についても方法書において明らかにすること。

2 個別事項

(1) 排出ガスについて

排出ガスの組成は、バイオマス燃料の種類により異なることから、方法書において燃料の種類、産地、量及び性状を明らかにし、適切に予測・評価すること。

(2) 排水について

当該事業に伴う排水の排出先は、CODの環境基準が未達成な新潟東港の海域であり、事業排水の排出にあたり一段の配慮が必要な海域である。温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえ、方法書において調査の方法を示し、当該水域の水質及び動植物への影響について適切に予測・評価すること。

(3) 温室効果ガスについて

燃料の輸送や施設の稼働等を含めた事業全体として温室効果ガスの排出に留意し、可能な限り温室効果ガスの排出削減に努めること。

また、輸送における温室効果ガスの削減及び県内の森林保全に資することのできる県産材の活用についても検討すること。

(4) 生態系について

海外からのバイオマス燃料の輸入においては、意図しない外来種の混入が懸念され、地域の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、このようなリスクに十分配慮すること。

3 その他事項

環境影響評価方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、わかりやすい図書となるよう留意すること。